

3. 法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制

(1) 異常発生時防除の内容

指定有害動植物の拡散性（まん延の様式（有害動物の飛翔性、有害植物の風・水媒伝染等）の違いにより、異常発生時防除の内容に関する事項に顕著な違いはないと考えられることから、指定有害動植物の拡散性に基づき、下表のとおり、異常発生時防除の内容に関する事項を分類する。

1) 指定有害動植物のうち有害動物

まん延の様式	指定有害植物動物の例	異常発生時防除の内容に関する事項
一般事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。
自然分散	(短距離飛翔性) ・野菜等のアザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。
	(長距離飛翔性) ・ハスモンヨトウ	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
	歩行性 ・水稻のスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでほ場及び水路内の成貝、卵塊の捕殺を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、地域ぐるみでのほ場内及びその周辺の管理（冬季の耕起、泥上げ等）を徹底する。
人為分散	土壌 ・ばれいしょのジャガイモシストセンチュウ	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ほ場への人の立入りの制限を徹底する。 ・発生ほ場と未発生ほ場との人、農機具等の移動の制限を徹底する。 ・農機具、長靴等の洗浄を徹底する。 ・地域ぐるみで土壌消毒を実施する。 ・次期作に寄主植物の作付けを行わない。
	種苗 ・かきのカイガラムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域又はほ場を越えた種苗の譲渡又は移動の制限を徹底する。 ・早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 ・発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

2) 指定有害動植物のうち有害植物

まん延の様式		指定有害動植物の例	異常発生時防除の内容に関する事項
一般事項		—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期収穫する。 ・ 発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株のすき込み等を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
自然分散	風・水 媒伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・ もものせん孔細菌病菌 ・ りんごの黒星病菌 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で、発病枝、発病葉、発病果等を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、園地の防風・排水対策を地域ぐるみで実施する。
	虫 媒 伝 染	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の縞葉枯病ウイルス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に指定有害動植物を媒介する有害動物の寄生部位を残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 指定有害動植物を媒介する有害動物に対して、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
人為分散	土 壌 伝 染	<ul style="list-style-type: none"> ・ たまねぎのべと病菌 ・ 水稻の稲こうじ病菌 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期収穫する。 ・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に宿主植物の作付けを行わない。
	種 苗 伝 染	<ul style="list-style-type: none"> ・ さつまいもの基腐病菌 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、植物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に宿主植物の作付けを行わない。 ・ 健全な種苗の確保及び使用を徹底する。

(2) 異常発生時防除の実施体制

1) 発生及び被害状況等の調査

法第 24 条第 1 項に基づき、異常発生時と認められた場合には、府農政室推進課病虫害防除グループ（病虫害防除所）は各農と緑の総合事務所と協力して対象病虫害の発生及び被害状況等の現地調査を行い、以下の内容について取りまとめ、随時、農政室推進課地産地消推進グループに報告する。

- ① 発生・被害状況
- ② 発生の原因
- ③ その他必要事項

2) 防除対策の決定

農政室推進課長は、府関係機関及び関係団体等のうち必要な部署を招集して防除対策を協議し、防除の方針を決定する。関係機関は次のとおりとする。

- ① 府関係機関
 - ・農政室推進課（病虫害防除所）
 - ・各農と緑の総合事務所（農業改良普及センター）
 - ・地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所（農業試験場）
 - ・流通対策室
- ② 関係団体等
 - ・市町村
 - ・各農業協同組合
 - ・大阪府農業協同組合中央会
 - ・大阪府農業共済組合
 - ・大阪府植物防疫協会
 - ・全国農業協同組合連合会大阪府本部
 - ・大阪府農薬卸協同組合
 - ・全国共済農業協同組合連合会大阪府本部

3) 防除対策の実施

2) で決定した方針について、各農と緑の総合事務所、各農業協同組合及び市町村は、農政室、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所と協力して、農業者に対して防除指導や情報提供等を行う。

農政室は、府内の発生及び被害状況について継続的に情報収集し、発生・被害状況について取りまとめ、随時、関係機関及び団体等と情報共有する。